

速報第2824号 H29. 9. 7発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	29年 文教委員会 9月5日	質 問 者	菊地 葉子 委員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課		
<p>一 就学援助について 教育の機会均等法等の精神に基づいて、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように配慮し、実施すべきものとして就学援助の制度があります。この趣旨の徹底、また必要な児童生徒の保護者にもれなく就学援助が実施されるよう、申請手続き等や支給時期について、この間議会議論を通して、道教委の通知で就学援助が役割を果たせるよう改善が図られてきていると承知しております。 以下何点かお伺いしたいのですが、申請についてです。</p> <p>(一) 申請について 保護者の申請で受けることができるというふうに私は承知しているのですが、確認したいと思います。</p> <p>(二) 民生委員の意見について その申請なんですけども、実は民生委員さんがはんこを押してくれないので、申請できないという声を聞きました。就学援助の申請書への必要な記入事項について、ちょっと私もインターネットで確認してみたのですが、いくつかの自治体で学校長の意見、民生委員の意見と印鑑を必要としているところがあります。こうした事態をどのように把握されているか、お尋ねします。</p> <p>(三) 申請手続きの簡素化について 申請に基づいて、認定基準に照らして認可の可否を決定されるものというふうに確認できたと思いますが、基準に照らせば認定される状況にありながら、また、この民生委員の意見欄が申請を妨げるということになると本末転倒なものです。 道と地域をあげてこどもの貧困対策に取り組んでいる中です。就学援助の役割はきわめて重要だと考えるのですが、これまでも国や道教委の通知によって新年度の支度に間に合うように入学金の前倒し支給にも道を開いてきました。申請しやすい制度として活用するために、申請の際の保護者の負担軽減の観点からも、申請手続きの簡素化などについても配慮を求めると考えますが、見解を伺います。</p>	<p>(教育環境支援・研修担当課長) 就学援助についてでございますが、各市町村では、学校教育法第19条の規定に基づきまして、経済的な理由で就学の機会が損なわれることがないように、要保護者及び準要保護者に対する就学援助を行なっております。その実施にあたりましては、それぞれの市町村が、要保護者に対する就学援助への国庫補助事業の内容などを考慮しながら、条例や教育委員会規則、要綱などにより、対象者や援助の内容、認定基準や申請・認定といった事務手続きなどの制度内容を定めております。 就学援助を希望する保護者は、毎年度、居住する市町村の規則等に基づき、申請を行うことができるようになっておりまして、各市町村では、それぞれが定める認定基準に照らして、受給者を認定しております。</p> <p>(教育環境支援・研修担当課長) 申請手続きについてでございますが、各市町村におきましては、受給者を認定する上で必要な内容を申請の際に記載していただけるよう、規則等で申請書の様式を定めております。 道内の全市町村の状況は把握しておりませんが、一般的には、申請書には、保護者・児童生徒の住所氏名や家族構成、申請理由の欄などのほか、世帯所得額や住民税の課税状況などを認定基準としている市町村では、これらを確認する欄などを設け、基準に照らして認定の可否を決定しているものと承知しております。 また、このような数値的な基準以外に、学校納付金の納入状況などから支援が必要と思われる者や、保護者の職業が不安定であることなどにより支援が必要と思われる者などを認定基準としている市町村では、学校長や民生委員の意見欄を設け、認定の際の参考としている場合もあると承知しておりまして、こうしたことは、援助を必要としながら未申請となっている世帯の把握などにもつながり、より家庭の実情に即したきめ細かな対応になるものと考えております。</p> <p>(指導担当局長) 今後の対応についてでございますが、就学援助については、支援を必要とする全ての保護者が制度を活用できるよう配慮しながら実施されることが重要であり、道教委では、これまでも、市町村教育委員会に対しまして、適切な時期における制度の周知や、福祉担当部局との連携した対応などについて、働きかけてきたところでございます。 道教委といたしましては、今後とも、こうした取組の一層の徹底を図りますとともに、保護者の申請手続きの負担軽減の観点から、例えば、民生委員などの意見を参考とする場合は、教育委員会が一括して照会することで簡素化を図る工夫をするなど、支援を必要とする児童生徒の保護者が漏れなく援助を受けることができますよう、就学援助のより一層適切な実施について市町村教育委員会に働きかけてまいります考えでございます。</p>	<p>義務教育課</p> <p>義務教育課</p> <p>義務教育課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(要望) 市町村が実施することですけれども、やはり全部の状況などを情報発信することで適切な実施につながると考えますので、道教委としての働きかけを充実させていただきたい、そのことを申し上げまして質問を終わります。</p>		